別記様式第２号（第５条関係）（平６総府令９・令元内府令12・一部改正）

番　　号

認　定　証

住　所

氏名又は名称

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第三条各号に掲げる者のいずれにも該当せず、警備業の業務を適正に行うことができると認定する。

年　月　日から

有効期間

年　月　日まで

国　公　安　委　員　会

備考

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２　中央部に日章の地模様を入れる。